



虫よけグッズについてのお願い

虫よけ剤を保育園として使用することは行っていません。

必要な場合は、保護者の管理で登園前までに（スプレーなど）使用して頂くようお願いいたします。

また、虫よけのシール・リング・携帯用の虫よけグッズなども、取れたり落としたりした場合に、小さな子が口にしてしまう危険性を考慮し、保育園では使用できませんので、ご了承下さい。

※ 体質等により、保育時間内に虫よけ剤の使用を希望される方はご相談下さい。



マスク熱中症予防として、室内は室温湿度に応じてエアコンを作動させています。

熱中症指数系を利用し、暑さ指数に応じて活動内容や場所、活動時間を考慮しています。

外遊びの時、屋内でも運動遊び等の時間はマスクを外しています。午睡時もマスクを外しています。

～健康チェック表の記入について～

7月から

便の状態の欄

普通・軟便・下痢

無しの項目が追加されます。降園後～朝までの間に排便が無かったら、無に○をして下さい。

同居家族に発熱・咳・風邪症状等みられる場合は、本人が元気でも自宅待機をお願いいたします。（自宅待機の期間は、体調不良者の症状が完全に改善するまでです。）

発熱や咳などで早退される時は、ご兄弟も一緒に早退となります。

対応を少し緩和します。

現在→同居家族が体調不良の時は、受診・診断の有無にかかわらず、症状が完全に改善されるまでの間、園児の登園も控えて下さい。

変更→同居家族が、受診後に溶連菌感染症・アデノウイルス感染症・RSウイルス・マイコプラズマ感染症等、検査で原因菌が特定されている体調不良の場合や、胃腸風邪と診断された場合は、園児本人が感染していなければ登園可能です。その場合は、家族の診断名をお伝え下さい。原因ウイルスが特定されていない風邪診断の場合は、新型コロナウイルス感染症を完全に否定できない為、本人が元気でも、体調不良者の症状が完全に改善するまで、自宅待機をお願いいたします。

※子どもの感染は一時のピークよりは減少していますが、市内のコロナ感染者数が上昇傾向にあります。緩和できる部分と引き続き注視しなければいけない部分と混同しています。乳幼児の集団生活です。感染対策は行っているものの、未満児はマスクの着用をしていません。また、大声を出さない、人との距離を保つこと、マスクの正しい装着など小中学生と比べ、十分守られているとは言えません。厳しすぎる措置と思われることもあるかもしれませんが、園児とその家族を守る為、保育園でのクラスターを発生させない為にも、どうかご理解下さいますよう、よろしくお願い致します。

△注 登園時、プールの水を入水中です。お子さんから目を離さず転落防止に注意していただき、

確実に保育士が受け入れられるようお願いいたします。